

(照会先)  
厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室  
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)  
救助係長 吉田 卓郎 (内線 2819)  
電話(代表) 03-5253-1111  
(夜間直通) 03-3595-2614

平成22年7月21日(22:00)

## 7月12日から大雨による被害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

### 1 災害の概要

7月12日から大雨により、広島県世羅郡世羅町において土石流等が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、広島県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【広島県】 世羅郡世羅町 (せらくんせらちょう)	7月14日	7月12日から大雨により、土石流等が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、避難して継続的に救助を必要としている。	

### 2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置 等